

自立支援ホームヘルプサービス条例（平成12年清水町条例第27号）を廃止する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(条例廃止)</p>	<p>自立支援ホームヘルプサービス条例</p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、在宅で生活する高齢者等に対して、ホームヘルパー（以下「ヘルパー」という。）を派遣し、日常生活上の支援を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするるとともに、要介護状態への進行を防ぐことを目的とする。</p> <p><u>(対象者)</u></p> <p>第2条 この条例による支援を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、日常生活を営むのに支障があり、家族の支援を受けることができない者であつて、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護・要支援の審査判定の結果、非該当となつた者</p> <p>(2) 介護保険法による介護予防・生活支援サービス事業の対象とならなかつた者</p> <p>(3) 65歳未満で日常生活上の支援が必要な者</p> <p>(4) その他町長が特に必要と認めた者</p> <p><u>(支援の内容)</u></p> <p>第3条 町長は、対象者に対してヘルパーを派遣し、次に掲げる各号の業務のうち、必要があると認める支援を行うものとする。</p> <p>(1) 家事に関すること。</p> <p>(2) 相談及び助言に関すること。</p> <p>2 ヘルパーの支援は、当該対象者に対して、週1回3時間以内とする。</p> <p><u>(派遣の申請)</u></p> <p>第4条 ヘルパーの派遣を受けようとする者は、町長に申請しなければならない。</p> <p><u>(派遣の決定)</u></p> <p>第5条 町長は、前条の申請があつたときは、対象者及び家庭の状況等を調査し、派遣の可否を決定しなければならない。</p> <p><u>(利用料)</u></p> <p>第6条 ヘルパーの派遣を受けた者は、別表に掲げる区分に応じ、利用料を納めな</p>

改正後	改正前
	<p><u>なければならない。</u> <u>(業務の委託)</u> 第7条 町長は、第3条に規定する業務を社会福祉法人等に委託できるものとする。</p> <p><u>(業務の監督等)</u> 第8条 町長は、ヘルパー派遣業務について監督し、必要な指示を行うものとする。</p> <p><u>(委任)</u> 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。